

処 分 基 準

令和7年3月12日作成

法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（16－5）
根 拠 条 項：第15条第2項第2号
処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく事業停止命令の基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部少年課企画係（043-201-0110）
備 考：

別紙

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する 法律に基づく事業停止命令の基準

(趣旨)

第1条 この基準は、インターネット異性紹介事業者が行った事業停止命令対象行為に対し千葉県公安委員会が事業停止命令を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業停止命令 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）第14条第1項又は第15条第2項第2号の規定に基づき、インターネット異性紹介事業者に対し、当該インターネット異性紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。

(2) 事業停止命令対象行為 インターネット異性紹介事業に関して行われた、法、刑法（明治40年法律第45号）第182条、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第60条第1項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）に規定する罪若しくは性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）第2条から第6条までに規定する罪（その被害者に児童が含まれるものに限る。）（法に規定する罪にあっては、第31条の罪及び同条の罪に係る第35条の罪を除く。）その他児童の健全な育成に障害を及ぼす罪でインターネット異性紹介事業

を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号）第1条各号に掲げるものに当たる行為をいう。

（3）事業停止期間 事業停止命令においてインターネット異性紹介事業者が事業を停止しなければならないこととする期間をいう。

（事業停止命令対象行為の分類）

第3条 事業停止命令対象行為は、別表に定めるとおり、A、B、C、D、E、F及びNに分類するものとする。

（事業停止命令を行うべき場合）

第4条 インターネット異性紹介事業者がA、B、C、D又はEに分類される事業停止命令対象行為を行ったと認めるときは、事業停止命令を行うものとする。ただし、当該事業停止命令対象行為により生じた児童の健全な育成に及ぼす障害が極めて軽微であると認められるときは、この限りではない。

2 インターネット異性紹介事業者がF又はNに分類される事業停止命令対象行為を行ったと認める場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、事業停止命令を行うものとする。

（1）インターネット異性紹介事業者が当該事業停止命令対象行為と同種又は類似の事業停止命令対象行為を繰り返し行っているとき。

（2）インターネット異性紹介事業者が当該事業停止命令対象行為を行った日前5年以内に当該インターネット異性紹介事業者が事業停止命令を受けたことがあるとき。

（3）インターネット異性紹介事業者が当該事業停止命令対象行為を行った日前3年以内に当該インターネット異性紹介事業者が指示を受けたことがあるとき。

（4）インターネット異性紹介事業者が当該事業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。

（5）前各号に掲げるもののほか、当該事業停止命令対象行為に対する指導又は警告

に従わず、当該事業停止命令対象行為により生じた違法状態が残存しているとき、その他インターネット異性紹介事業者が引き続きインターネット異性紹介事業を行った場合に児童の健全な育成に著しく障害を及ぼすと認められるとき。

- 3 前2項の規定にかかわらず、当該インターネット異性紹介事業者に対し、インターネット異性紹介事業の廃止を命ずるときは、事業停止命令を行わないものとする。
- (基準期間等)

第5条 事業停止期間に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ単に「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、次の各号に掲げる事業停止命令対象行為の分類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) A 基準期間、短期、長期とも6月
- (2) B 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月
- (3) C 基準期間は2月、短期は1月、長期は4月
- (4) D 基準期間は1月、短期は14日、長期は2月
- (5) E 基準期間は14日、短期は7日、長期は1月
- (6) F 基準期間は7日、短期は3日、長期は14日
- (7) N 基準期間、短期、長期とも6月

第6条 インターネット異性紹介事業者が行った1個の行為が2個以上の事業停止命令対象行為に該当するものである場合は、前条の規定にかかわらず、各事業停止命令対象行為について前条の規定により定められた基準期間、短期及び長期のうち最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

第7条 事業停止命令対象行為に該当する行為が2個以上行われた場合において1個の事業停止命令を行うときは、第5条の規定にかかわらず、各事業停止命令対象行為について同条の規定により定められた基準期間のうち最も長いもの（その最も長いものが1月である場合にあっては、30日）にその2分の1の期間を加算した期間（その期間に1日に満たない端数があるときにあっては、これを切り捨てるもの

とする。)を基準期間とし、各事業停止命令対象行為について同条の規定により定められた短期のうち最も長いものを短期とし、各事業停止命令対象行為について同条の規定により定められた長期のうち最も長いもの(その最も長いものが1月である場合にあっては、30日)にその2分の1の期間を加算した期間(その期間に1日に満たない端数があるときにあっては、これを切り捨てるものとする。)を長期とする。ただし、その基準期間及び長期は、それぞれ各事業停止命令対象行為について同条の規定により定められた基準期間又は長期を合計した期間及び6月を超えることはできない。

第8条 インターネット異性紹介事業者が事業停止命令を受けた日から5年以内に当該インターネット異性紹介事業者が事業停止命令対象行為でA、B、C、D、E又はNに分類されるものを行った場合において事業停止命令を行うときは、第5条の規定にかかわらず、当該事業停止命令対象行為について同条の規定により定められた基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、その基準期間、短期及び長期は、6月を超えることはできない。

(事業停止期間の決定)

第9条 事業停止期間は、第5条から前条までの規定により定められた基準期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第5条から前条までの規定により定められた短期を下回らない範囲内において、基準期間より短い期間を事業停止期間とすることができる。

(1) 事業停止命令対象行為により生じた児童の健全な育成に及ぼす障害が軽微であること。

(2) インターネット異性紹介事業者が暴行又は脅迫を受けて事業停止命令対象行為を行ったこと。

(3) インターネット異性紹介事業者が事業停止命令の対象とする事業停止命令対象

行為と同種又は類似の事業停止命令対象行為が将来において行われることを防止するための措置又は事業停止命令の対象とする事業停止命令対象行為により生じた違法状態若しくは児童の健全な育成に及ぼす障害を解消し、若しくは回復するための措置を自主的に執っており、かつ、改悛の情が著しいこと。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第5条から前条までの規定により定められた長期を超えない範囲内において、基準期間より長い期間を事業停止期間とすることができる。

(1) 事業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であること。

(2) 事業停止命令対象行為により児童の健全な育成に障害を及ぼす重大な結果が生じたこと。

(3) インターネット異性紹介事業者が事業停止命令対象行為を行った日前5年以内に同種又は類似の事業停止命令対象行為を理由として、事業停止命令又は指示を受けたことがあること。

(4) インターネット異性紹介事業者が事業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いこと。

(5) インターネット異性紹介事業者に改悛の情がみられないこと。

附 則

この基準は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和５年５月１日から施行する。

附 則

この基準は、令和５年７月１３日から施行する。

附 則

この基準は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この基準は、令和７年３月１２日から施行する。

別表（第３条関係）

事業停止命令対象行為	分類
(１) 法第３２条第１号に規定する罪又は当該罪に係る同法第３５条に規定する罪に当たる行為（事業開始届出義務違反）	N
(２) 法第３２条第２号に規定する罪又は当該罪に係る同法第３５条に規定する罪に当たる行為（名義貸し）	N
(３) 法第３２条第３号に規定する罪又は当該罪に係る同法第３５条に規定する罪に当たる行為（指示に違反する行為）	B
(４) 法第３３条に規定する罪に当たる行為（禁止誘引行為）	B
(５) 法第３４条第１号に規定する罪又は当該罪に係る同法第３５条に規定する罪に当たる行為（開始届出書等虚偽記載）	F
(６) 法第３４条第２号に規定する罪又は当該罪に係る同法第３５条に規定する罪に当たる行為（変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載）	F
(７) 法第３４条第３号に規定する罪又は当該罪に係る同法第３５条に規定する罪に当たる行為（報告・資料の提出義務違反）	D
(８) 刑法第１８２条に規定する罪に当たる行為	A
(９) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までに規定する罪（その被害者に児童が含まれるものに限る。）に当たる行為	A
(10) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第５条又は第６条に規定する罪（児童に販売する行為に係るものに限る。）に当たる行為	F
(11) 刑法第１３６条又は第１３７条に規定する罪（児童に販売する行為に係るものに限る。）に当たる行為	C

(12) 刑法第174条に規定する罪又は同法第175条第1項に規定する罪（児童に頒布し、又は公然と陳列する行為に係るものに限る。）に当たる行為	E
(13) 刑法第176条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為に係るものに限る。）、同法第177条に規定する罪（児童に対する性交等に係るものに限る。）、同法第179条に規定する罪、同法第180条（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）又は同法第183条に規定する罪（児童である女子を勧誘して姦淫させる行為に係るものに限る。）に当たる行為	C
(14) 刑法第181条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）に当たる行為	B
(15) 刑法第186条第2項に規定する罪（賭博場を開帳する行為に係るものに限る。）に当たる行為	C
(16) 刑法第187条第1項又は第2項に規定する罪に当たる行為	D
(17) 刑法第187条第3項に規定する罪（児童と授受する行為に係るものに限る。）に当たる行為	F
(18) 刑法第224条から第226条まで（第225条の2を除く。）に規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）、同法第226条の2に規定する罪（児童を売買する行為に係るものに限る。）、同法第226条の3に規定する罪（児童を移送する行為に係るものに限る。）、同法第227条第1項から第3項までに規定する罪（児童を引き渡し、收受し、輸送し、蔵匿し、又は隠避させる行為に係るものに限る。）、同条第4項に規定する罪（略取され又は誘拐された児童を收受する行為に係るものに限る。）に当たる行為	C

るものに限る。)又はこれらの罪(同法第227条第4項後段に規定する罪を除く。)に係る同法第228条に規定する罪に当たる行為	
(19) 刑法第225条の2に規定する罪(児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。)又は当該罪(同法第225条の2第1項に係る部分に限る。)に係る同法第228条に規定する罪に当たる行為	B
(20) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第1項又は第4条に規定する罪(児童に販売し、又は供与する行為に係るものに限る。)に当たる行為	F
(21) 労働基準法第117条に規定する罪(児童に労働を強制する行為に係るものに限る。)又は当該罪に係る同法第121条に規定する罪に当たる行為	C
(22) 労働基準法第118条第1項(同法第56条に係る部分に限る。)若しくは第119条第1号(同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第121条に規定する罪に当たる行為	D
(23) 職業安定法第63条第1号に規定する罪(児童である求職者に対して暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって行われる職業紹介、児童に対する労働者の募集又は児童である労働者を対象とする労働者の供給に係るものに限る。)、同条第2号に規定する罪(児童である求職者に対する職業紹介、児童に対する労働者の募集、児童に対する労働者の募集に関する情報若しくは労働者になろうとする児童に関する情報を対象とする募集情報等提供又は児童である労働者を対象とする労働者の募集に係るものに限る。)	C

働者の供給に係るものに限る。)又はこれらの罪に係る同法第6 7条に規定する罪に当たる行為	
(24) 児童福祉法第60条第1項に規定する罪又は当該罪に係る同法 第62条の4に規定する罪に当たる行為	A
(25) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4号の3、 第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。)に規定する罪又 は当該罪に係る同法第62条の4に規定する罪に当たる行為	C
(26) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第50条第 1項第4号(同法第22条第1項第6号に係る部分を除く。)、 第5号(同法第28条第12項第5号に係る部分を除く。)、第 6号、第8号(同法第31条の13第2項第6号に係る部分を除 く。)若しくは第9号に規定する罪、同法第50条第1項第4号 (同法第22条第1項第6号に係る部分に限る。)、第5号(同 法第28条第12項第5号に係る部分に限る。)若しくは第8号 (同法第31条の13第2項第6号に係る部分に限る。)に規定 する罪(児童に提供する行為に係るものに限る。)又はこれらの 罪に係る同法第56条に規定する罪に当たる行為	D
(27) 競馬法第30条第3号に規定する罪(児童に勝馬投票類似の行 為をさせる行為に係るものに限る。)又は同法第31条第1号に 規定する罪に当たる行為	C
(28) 競馬法第35条に規定する罪(児童による同法第28条の規定 に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方とな る行為に係るものに限る。)に当たる行為	F
(29) 自転車競技法第56条第2号に規定する罪(児童に勝者投票類 似の行為をさせる行為に係るものに限る。)、同法第57条第2 号に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第69条に規定する罪	C

に当たる行為	
(30) 自転車競技法第59条に規定する罪（児童による同法第9条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第69条に規定する罪に当たる行為	F
(31) 小型自動車競走法第61条第2号に規定する罪（児童に勝車投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。）、同法第62条第2号に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第74条に規定する罪に当たる行為	C
(32) 小型自動車競走法第64条に規定する罪（児童による同法第13条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第74条に規定する罪に当たる行為	F
(33) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号に規定する罪（児童に販売し、又は授与する行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第26条に規定する罪に当たる行為	D
(34) モーターボート競走法第65条第2号に規定する罪（児童に勝舟投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。）、同法第66条第2号に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第71条に規定する罪に当たる行為	C
(35) モーターボート競走法第69条に規定する罪（児童による同法第12条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第71条に規定する罪に当たる行為	F
(36) 覚醒剤取締法第41条の2に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第41条	C

の 3（同法第19条に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して使用する行為に係るものに限る。）、同法第 4 1 条の 3（同法第 2 0 条第 2 項又は第 3 項に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して施用し又は施用のため交付する行為に係るものに限る。）、同法第 4 1 条の 4（同法第 3 0 条の 9 第 1 項に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第 4 1 条の 4（同法第 3 0 条の 1 1 に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して使用する行為に係るものに限る。）、同法第 4 1 条の 5 第 1 項第 3 号に規定する罪、同法第 4 1 条の 1 1 若しくは第 4 1 条の 1 3 に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第 4 1 条の 2 第 1 項、第 4 1 条の 3 第 1 項、第 4 1 条の 4 第 1 項、第 4 1 条の 1 1 及び第 4 1 条の 1 3 に規定する罪を除く。）に係る同法第 4 4 条に規定する罪に当たる行為	
(37) 麻薬及び向精神薬取締法第 6 4 条の 2 に規定する罪（児童に譲り渡し、児童から譲り受け、又は児童に交付する行為に係るものに限る。）、同法第 6 4 条の 3 に規定する罪（児童に対して施用する行為に係るものに限る。）、同法第 6 6 条に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第 6 6 条の 2（同法第 2 7 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して施用し又は施用のため交付する行為に係るものに限る。）、同法第 6 6 条の 4 に規定する罪（児童に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同法第 6 8 条の 2 に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）、同法第 6 9	C

条第 5 号に規定する罪（児童に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同条第 6 号に規定する罪又はこれらの罪（同法第 6 4 条の 2 第 1 項、第 6 4 条の 3 第 1 項、第 6 6 条第 1 項、第 6 6 条の 2 第 1 項、第 6 6 条の 4 第 1 項及び第 6 8 条の 2 に規定する罪を除く。）に係る同法第 7 4 条に規定する罪に当たる行為	
(38) 麻薬及び向精神薬取締法第 6 9 条の 5 に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）、同法第 7 0 条第 1 7 号に規定する罪（児童に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同条第 1 8 号に規定する罪又はこれらの罪（同法第 6 9 条の 5 に規定する罪を除く。）に係る同法第 7 4 条に規定する罪に当たる行為	D
(39) あへん法第 5 2 条に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第 5 4 条の 3 に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第 5 2 条第 1 項及び第 5 4 条の 3 に規定する罪を除く。）に係る同法第 6 1 条に規定する罪に当たる行為	C
(40) 売春防止法第 5 条に規定する罪、同法第 6 条第 1 項に規定する罪（児童をその相手方とする売春の周旋をする行為に係るものに限る。）、同条第 2 項第 1 号に規定する罪（児童を売春の相手方となるように勧誘する行為に係るものに限る。）又は同項第 2 号若しくは第 3 号に規定する罪に当たる行為	D
(41) 売春防止法第 7 条、第 1 0 条若しくは第 1 2 条に規定する罪（児童に売春をさせる行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第 7 条に規定する罪を除く。）に係る同法第 1 4 条に規定する罪に当たる行為	C

(42) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第58条に規定する罪（児童である労働者を対象とする労働者派遣に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第62条に規定する罪に当たる行為	C
(43) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条若しくは第33条第2号に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第36条に規定する罪に当たる行為	C
(44) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第35条に規定する罪（児童による同法第9条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第36条に規定する罪に当たる行為	F
(45) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪に当たる行為	A
(46) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条第1項（第6号に係る部分に限る。）に規定する罪（賭博場を開帳する行為に係るものに限る。）に当たる行為	C
(47) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条（第1項第10号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）に当たる行為	B
(48) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第6条（第1項第2号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）に当たる行為	D
(49) 特定複合観光施設区域整備法第237条第1項第6号（同法第69条に係る部分に限る。）に規定する罪（児童をカジノ施設に入場させ、又は滞在させる行為に係るものに限る。）に当たる行為	C

(50) 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するため に性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律第20条に規定する罪（これに当たる行為が児童である出演者に対してされた場合における当該行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第22条第1項に規定する罪に当たる行為	C
(51) 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するため に性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律第21条に規定する罪（これに当たる行為が児童である出演者に対してされた場合における当該行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第22条第1項に規定する罪に当たる行為	D
(52) 次に掲げる行為又はこれらに類する行為であつて、当該行為が行われた場所を管轄する都道府県の条例の規定により罪とされているものに当たる行為 イ 児童と淫行をすること。 ロ 児童に対しわいせつな行為をすること。 ハ 児童に淫行又はわいせつな行為の方法を教えること。 ニ 児童に淫行又はわいせつな行為を見せること。	E